令和8年

税の申告

市県民税

税の申告受付期限 3月2日(月)まで

※土・日曜日、祝日を除く。

詳細▲

所得や控除の申告が必要と思われる人に、市県民税申告書を1月21日(水)に発送します。申告書が届いた人は、必ず提出してください（郵送可）。

詳細は、①市ホームページ（上記二次元コード）②申告相談会③下記窓口に問合せのいずれかでご確認ください。

●提出先
税務課市民税係（市役所1階）

●窓口受付時間
平日　午前8時30分～午後5時

問〒877-8601（住所記載不要）税務課市民税係☎㉒8396（市役所1階）

●市県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、市内に住所（居住）があり、前年中に下記の所得があった人

①営業、農業、不動産などの所得があった人

②給与所得者で次に該当する人

・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人

・退職し、再就職していない人（年末調整が未済、控除などの追加がある人）

・給与所得以外にほかの所得がある人

③給与所得者や年金受給者で、各種所得控除を市県民税の申告書で申告する人

税制改正

「令和7年度税制改正」によって、令和8年度から給与所得控除や扶養親族等の所得要件の見直しなどが行われます。

詳細はこちら
▼

●申告に必要なもの

□本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

□令和7年中の所得が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など）

▼各種所得控除を申告する場合

□社会保険料や生命保険料、地震保険料などの領収書、支払明細書（原本）

□障害者手帳、療育手帳、長寿福祉課が発行する障害者控除等認定証などの証明書

□医療費控除の明細書（国税庁ホームページからダウンロードできます▶）

※郵送で提出する場合の本人確認書類は、コピーを添付してください。

●市県民税に関する申告相談会

申告に関する相談のある人は、必要な書類等をお持ちの上、お越しください。

開催日		会場	受付時間
1月	27日(火)	天瀬公民館 五馬分館	午前9時30分～正午
		天瀬公民館 東渓分館	午後1時30分～4時
	28日(水)	天瀬公民館	午前10時～午後3時
	29日(木)	大山振興局	
	30日(金)	中津江振興局	
2月	2日(月)	上津江振興局	
	3日(火)	前津江振興局	
	4日(水)	五和公民館	
	5日(木)	若宮公民館	午前9時30分～正午
		三芳公民館	午後1時30分～4時
	6日(金)	東有田公民館	午前9時30分～正午
		西有田公民館	午後1時30分～4時

開催日		会場	受付時間
2月	9日(月)	小野公民館	午前9時30分～正午
		三花公民館	午後1時30分～4時
	10日(火)	高瀬公民館	午前9時30分～正午
		日隈公民館	午後1時30分～4時
	12日(木)	朝日公民館	午前9時30分～正午
		光岡公民館	午後1時30分～4時
	13日(金)	大鶴公民館	午前9時30分～正午
		夜明公民館	午後1時30分～4時

※咸宜、桂林、田島地区の人は、随時、税務課市民税係（市役所1階）にお越しください。

市県民税の申告時期は、窓口が混み合います。以下の点にご協力ください。

・申告書に必要事項を記入の上、返信用封筒での郵送提出にご協力ください。

・市役所や各振興局、申告相談会に来られる場合は、できる限り内容を記入した申告書をお持ちください。

令和8年度（令和7年分の所得等に対する）申告分から、スマートフォン等でマイナンバーカードを利用した個人住民税の電子申告が開始されます。

概要は、地方税共同機構ホームページ「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」をご確認ください。申告できる時期になりましたら、改めて市ホームページでお知らせします。

概要▼

●申告フローチャート

簡易に判断する場合のフローチャートで、自分の申告を確認してみましょう。
納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

- 令和8年1月1日現在、日田市に住んでいた
  - はい → 令和7年中にどんな収入がありましたか？
    - 収入なし → 住民税申告
    - （年齢は令和8年1月1日現在）主に年金収入
      - 年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）以下 → 申告不要
      - 年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）超、400万円以下 → 住民税申告
      - 年金収入が400万円以下で、他の所得（20万円以下）がある → 住民税申告
      - 年金収入のみで400万円を超える → 確定申告
      - 年金収入以外の所得が20万円を超える（年金収入に関係なく） → 確定申告
    - 主に給与収入
      - 年末調整済み（1か所からの給与のみ） → 申告不要
      - 給与収入以外の所得が20万円以下 → 住民税申告
      - ・年末調整の内容に変更がある ・医療費控除を受ける ・雑損控除を受ける ・副業の給与収入が20万円を超える ・年末調整が済んでいない ・給与収入が2,000万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える → 確定申告
    - ・事業所得（農業、営業等）　・不動産所得 ・雑所得　・一時所得　・利子所得 ・配当所得　・総合譲渡所得
      - 所得金額より控除が多い → 住民税申告
      - 所得金額より控除が少ない → 確定申告
    - 非課税収入のみ（遺族年金、障害年金、失業給付金 等）
      - 日田市在住の親族の税法上の扶養になっている → 申告不要
      - ・誰の税法上の扶養にもなっていない ・日田市以外の親族の税法上の扶養になっている → 住民税申告
    - ・住宅借入金等特別控除（初年度） ・先物取引の雑所得 ・上場株式などの配当所得 ・譲渡所得（土地・建物） ・株式等の譲渡所得 ・山林所得 → 確定申告
  - いいえ → 日田市への申告は不要（住んでいた市区町村に申告してください）

フローチャートで「確定申告」となった人は、e-Taxによる電子申告又は日田税務署で手続をお願いします。

【注意！】確定申告書や市県民税申告書の提出をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例制度は適用されません。